



土木工事施工管理基準における基礎コンクリートの取扱い について

技術基準の種類:設計・施工
通知日:昭和62年12月25日

事務連絡
昭和62年12月25日

各土木事務所技術担当課長補佐殿
鳥取空港建設事務所技術担当者殿
鳥取港湾事務所技術担当者殿
賀祥ダム建設事務所技術担当者殿

管理課技術管理室長

土木工事施工管理基準における基礎コンクリートの取扱い について

ブロック積と重力式擁壁とを組み合わせる用いる混合擁壁の施工管理において、下部の袴擁壁を基礎コンクリートとして管理する等の不統一が見受けられますが、土木工事施工管理基準における「基礎コンクリート」の取扱いは、高さ0.5m以下のものと解するので、取扱いについては十分注意してください。

(参考)

基礎コンクリートの標準寸法について
(昭和59年3月8日付発管第45号)